

平成25年1月●日

日本司法支援センター

理事長 梶 谷 剛 殿

日本司法支援センター

監査室長 [REDACTED]

同本部

国選弁護課長 [REDACTED]

国選報酬に関する内部監査実施報告書（最終報告書）

第1 監査の名称・目的

1 サンプル調査

平成20年10月に、岡山弁護士会所属の契約弁護士が接見回数を水増しして国選弁護報酬を不正に請求した事案が発覚した。これを契機として、国選弁護報酬の請求状況を把握し、再発防止策を立てること等を目的として、国選弁護人の申告に係る接見回数が比較的多い被疑者国選弁護事件のうち、一部を無作為に抽出して、当該申告に対応する回数の接見の事実の有無等を調査した。さらに、この調査で申告内容に不一致が発見された契約弁護士については、当該弁護士が受任した被告人国選弁護事件も調査した。

以下、この調査を「サンプル調査」という。

2 被疑者国選全件調査

サンプル調査の結果を踏まえ、接見回数が過大申告された結果、過大な報酬が支払われた事件を把握し、過払分の返還を求める目的として、上述の接見回数が比較的多い被疑者国選弁護事件のうち、サンプル調査の対象とならなかった事件全部について、同様の調査を行った。

以下、この調査を「被疑者国選全件調査」という。

3 被告人国選調査

被疑者国選全件調査の結果を踏まえ、同調査において不一致が発見された契約弁護士のうち、不一致の件数が多いなど特に問題があるとみられる契約弁護士について、その受任した被告人国選弁護事件のすべてを対象として、調査を実施した。

被告人国選弁護事件の報酬は、算定の基準となる公判回数や内容等について刑事確定訴訟記録とのつき合わせが可能であり、水増し請求を行う心理的ハードルが高いとみられること、被疑者国選弁護事件に比して公判1回あたりの報酬額が低いこと等にかんがみ、公判回数等を水増しして国選弁護報酬を過大に請求する可能性は低いと考えられるうえ、被疑者国選弁護事件のほうで報酬の水増し請求をしていない者が被告人国選弁護事件のほうで報酬の水増し請求をすることは想定し難いことから、被疑者国選全件調査で過大請求が認められた契約弁護士のうち、故意または故意が疑われる契約弁護士の受任事件について調査すれば、十分な結果が得られると判断したものである。

以下、この調査を「被告人国選調査」という。

第2 監査員の構成

1 サンプル調査

- (1) 監査員 監査室長
 国選弁護課長

(2) 監査補助者 民事法律扶助課付
 受託業務室長
 国選弁護課第一係長



2 被疑者国選全件調査

- (1) 監査員 監査室長
 国選弁護課長

(2) 監査補助者 国選弁護課課長補佐
 同
 同第一係長
 監査室係員
 同
 同
 同



3 被告人国選調査

- (1) 監査員 監査室長
 国選弁護課長
 同



(2) 監査補助者	国選弁護課課長補佐	[REDACTED]
	監査室主任	[REDACTED]
	同係員	[REDACTED]
	同	[REDACTED]
	同	[REDACTED]
	同	[REDACTED]
	国選弁護課専門員	[REDACTED]

第3 監査の実施状況

1 サンプル調査

サンプル調査は、平成20年10月から平成21年8月にかけて実施した。

具体的には、平成18年10月2日（当センター開業日）から平成20年10月20日までに報酬及び費用の算定を行った被疑者国選弁護事件のうち、契約弁護士が申告した接見回数が3回以上の案件約6800件の約2%にあたる124件を無作為に抽出し、契約弁護士が提出した被疑者国選弁護報告書記載の接見回数と、都道府県警察に照会して入手した資料との照合を行い、被疑者国選弁護報告書記載の接見回数に対応する資料がないという過大申告の疑いが生じた場合には、当該弁護士が国選弁護人を務めたそのほかの被疑者国選弁護事件についても、同様に、被疑者国選弁護報告書に記載された接見状況を、警察に照会して入手した資料と照合した上で、各契約弁護士に説明を求める方法で調査を行った。

また、以上の調査の結果、接見状況に関し、被疑者国選弁護報告書の接見状況について、過大申告と疑われる案件が1件以上あった契約弁護士については、当該弁護士が国選弁護人を務めた被告人国選弁護事件についても調査を行った。この調査は、主として、被告人国選弁護報告書に記載された公判期日等への出頭の事実及び当該期日等における審理内容を、刑事確定訴訟記録を閲覧した結果と照合し、その結果、被告人国選弁護報告書の記載につき、過大な申告等がされた疑いがある場合には、各契約弁護士に説明を求める方法で実施した。

2 被疑者国選全件調査

被疑者国選全件調査は、平成21年11月から平成23年3月にかけて実施した。

具体的には、平成18年10月2日から平成20年10月20日までに報酬及び費用の算定を行った被疑者国選弁護事件のうち、契約弁護士が申告した接見回数が3回以上の案件約6800件から、サンプル調査の対象となった案件を除いた全件

について、サンプル調査と同様に、契約弁護士が提出した被疑者国選弁護報告書記載の接見回数と、都道府県警察等に照会して入手した資料を照合するなどし、その結果、被疑者国選弁護報告書記載の接見回数に対応する資料がなく、過大申告の疑いが生じた場合には、当該弁護士が国選弁護人を務めたそのほかの被疑者国選弁護事件（平成21年8月2日までに報酬算定を行った案件約1500件）についても、同様に被疑者国選弁護報告書に記載された接見状況を都道府県警察等に照会して入手した資料と照合した上で、各契約弁護士に説明を求める方法で調査を行った。

3 被告人国選調査

被告人国選調査は、平成23年4月から同年12月にかけて実施した。

具体的には、被疑者国選全件調査で、意図的に事実と相違する申告をしたこと自認しているか3件以上の過大請求が判明した19名の契約弁護士を対象とし、これら契約弁護士が受任した被告人国選弁護事件のうち、平成18年10月2日から平成21年8月2日までの間に報酬及び費用の算定を行った第一審被告事件（即決裁判事件を除く465件）について、主として、被告人国選弁護報告書に記載された公判期日等への出頭の事実及び当該期日等における審理内容を、刑事確定訴訟記録を閲覧した結果と照合し、その結果、被告人国選弁護報告書の記載につき、過大な申告等がされた疑いがある場合には、各契約弁護士に説明を求める方法で実施した。

第4 監査結果

1 サンプル調査

サンプル調査の結果は、別添1のとおりである。

2 被疑者国選全件調査

被疑者国選全件調査の結果は、別添2のとおりである。

3 被告人国選調査

被告人国選調査の結果は、別添3のとおりである。

第5 所見（監査意見）

1 総括

当センターが契約弁護士に対して支払う国選弁護報酬は、すべて国費によって賄われる上、訴訟費用の一部として被疑者・被告人の負担となる可能性があることにならんがみると、その算定を適切に行うことの重要性はいうまでもない。そうすると、

上記のとおり、被疑者国選弁護事件及び被告人国選弁護事件のいずれの調査においても、算定の基礎となる重要な事実（すなわち、被疑者国選弁護事件につき接見回数等、被告人国選弁護事件につき公判期日への出頭回数等）につき過大申告があり、その結果、過大な報酬が支払われた事案が相当数発見されたことは、誠にゆゆしき事態というほかない。

このような事態を招いた原因については、次項以下で被疑者国選弁護事件・被告人国選弁護事件の類型に応じて個別に検討するが、そもそもの原因としては、契約弁護士が誤った申告をするはずがないと信頼して、契約弁護士の申告のみに基づいて報酬等を算定する制度設計をしていったことがあったと指摘せざるを得ない。問題の根本原因を直視して再発防止策を講ずる必要がある。

なお、これらの事案に関しては、過払いに係る報酬相当額の返還を求めるることはもとより、事案に応じて、契約上の措置など適切な措置を講ずる必要があることは当然であるが、当センターは、平成24年12月末日時点で、一連の調査で過大請求が認められた全ての弁護士（157名）に対して過払額の返還を求め、（破産手続中や所在不明等のやむを得ない理由で返還を受けられなかった3名を除く）全ての者から過払額の返還を受けた。また、別添4のとおり、意図的に事実と相違する申告をしたことを自認しているか3件以上の過大請求が判明した19名について、審査委員会に付議し、（既に契約を解除していた1名を除く）全ての者につき、同委員会の審査結果に基づき、国選弁護人の候補としての指名の停止等の措置をとった（なお、その他の者についても、一連の調査で過大請求が認められた全ての弁護士につき、日本弁護士連合会を通じて所属弁護士会に情報提供し、所属弁護士会による指導監督を要請した。）。

2 被疑者国選弁護事件について

（1）原因分析

各契約弁護士が過大請求に至った原因是事案ごとに様々であり、すべての原因を今回の調査によって明らかにできたわけではないが、接見の事実をその都度正確に記録しておらず、被疑者国選弁護報告書に接見の日時等を記載する際に不正確な記録や記憶に基づいて記載したことや、接見に関する記録を被疑者国選弁護報告書に転記する際に誤記したことなどが誤りの原因である事案が多数であることがうかがわれた。また、被疑者国選弁護報告書において申告すべき「接見」に、釈放後の面会や他の弁護士による接見も含まれると誤解したなど、約款解釈の誤りが原因と解される事案も散見された。他方、過大な報酬を得る目的で、あえて接見回数を水増

しして申告したものと解される事案はごく少数であったように思われる。

(2) 再発防止策

各契約弁護士が過大請求に至った原因が何であれ、算定の基礎となる接見の事実について、客観的な疎明資料を要求する仕組みが設けられていれば、そもそも過大請求はしにくかっただろうし、仮に過大な申告がなされたとしても、それに基づいて過大な報酬が支払われてしまう事態の多くは防止できたものと考えられる。その意味で、当時、接見の事実について、契約弁護士の申告を客観的に確認する方策を設けていなかつたことが、当センターにおいて過大請求を見逃してしまった大きな原因となっているということができる。

そこで、当センターは、接見場所として想定される施設に特別の用紙（「接見資料用紙」）を備え置いた上で、同施設に勾留中の被疑者との接見を申し込んだ被疑者国選弁護人に対し、この用紙に必要事項を記入したものを受け見の事実を疎明する資料（「接見資料」）として、被疑者国選弁護報告書に添えて提出をすることを求めるとしてし、この接見資料の提出がなければ接見に関する報酬の算定を行わない仕組みを導入した。かかる仕組みは、留置施設については平成21年8月3日から、刑事施設及び少年鑑別所については同年12月1日からそれぞれ実施されている。このような仕組みにより、今後は、接見の回数に関する過大請求を防止することができると考えられる。

3 被告人国選弁護事件（サンプル調査分を含む。）について

(1) 原因分析

被告人国選弁護事件については、公判手続の流れとその内容が刑事確定訴訟記録により確認できるため、過大請求の原因をほぼ特定できた。過大請求の原因は、イ「期日変更または取消決定があったが、誤って変更または取消前の期日も申告した」が5件、ロ「判決期日は不出頭にもかかわらず、誤って申告した」が3件、ハ「期日には出頭したが、期日の種類を誤って申告した」が3件、ニ「公判回数の不一致」が2件であった。

イないしハの類型については、手帳等に、出頭した期日の種類や期日変更があつたことなどをきちんと記録しないまま、後日、記録や手帳の記載をもとに報告書を作成したために誤申告に至ったものと認められた。ニの類型については、当該事件の受任弁護士は、[REDACTED]

[REDACTED] 本人照会は不可能で、正確な原因は不明であるものの、調査対象期間に、第一審の被告事件だけで86件もの事件を受任していたことから、スケジュ

ール管理がしきれなかつたために誤申告に至つた可能性が高いと認められる一方、全受任事件のうち過大請求が認められたものは2件にとどまっており、大半の事件は正確に申告されていたことから、結局、過大な報酬を得る目的で、あえて公判回数を水増しして申告した事案ではないと認められた。以上要するに、被告人国選弁護事件については、契約弁護士の記録（手帳等）によるスケジュール管理のミスが主な原因で、過大請求に至つたものと認められた。

なお、前述（第1の3）のとおり、被告人国選弁護事件の報酬は、算定の基準となる公判回数や内容等について刑事確定訴訟記録とのつき合わせが可能であること、被疑者国選弁護事件に比して公判1回あたりの報酬額が低いこと等にかんがみ、故意に水増し請求が行われる可能性は低いと考えられたが、当初予想したとおりの結果となったと思われる。

(2) 再発防止策

各契約弁護士が過大請求に至つた原因が何であれ、算定の基礎となる公判回数等について、報酬算定の段階で、客観的な資料をもって確認できる仕組みが設けられていれば、仮に過大な申告がなされても、それに基づいて過大な報酬が支払われてしまう事態の多くは防止できたものと考えられる。その意味で、当時、公判回数等について、報酬算定時に契約弁護士の申告を客観的に確認する方策を設けていなかったことが、当センターにおいて過大請求を見逃してしまった大きな原因となっているということができる。

そこで、当センターは、被告人国選弁護事件に関し、受訴裁判所の書記官に、報酬算定の基礎となる公判回数及び立会時間につき、期日が開かれるごとに所定の用紙（「公判連絡メモ」）に逐一記録してもらい、記録したものを事件終了時に当センターに送付願う仕組みを導入した。かかる仕組みは、平成23年10月1日から実施されている。このような仕組みにより、今後は、公判回数や立会時間に関する過大請求を防止することができると考えられる。

以 上



サンプル調査結果

所属会	弁護人氏名	当初照会分		追加照会分(被疑者)			追加照会分(被告人)		
		過大申告	照会件数	過大申告	過小申告	調査件数	過大申告	過小申告	
横浜	佐藤義之	1件(1回)	2	2件(3回)		35	0		実質審理5件
埼玉		1件(1回)	6	2件(3回)		14	0		
千葉		0件	8	1件(1回)	1件(1回)	22	1件(注1)		実質審理2件
京都		1件(1回)	1	1件(1回)		14	0		実質審理1件 期日出席2件 (3回)
京都		1件(1回)	3	1件(1回)	1件(1回)	27	4件(注2)		実質審理2件
広島		1件(1回)	1	0件		15	0		
鹿児島		1件(1回)	4	0件	3件(3回)	34	1件(注3)		実質審理4件 期日出席2件 (3回)
	合計	6件(6回)	25	7件(9回)	5件(5回)	161	6件		18件

(注1)公判期日出頭の事実が見当たらないもの1件

(注2)公判期日の申告に対し整理手続期日しか見当たらないもの1件、実質審理の申告に対し判決宣告しか見当たらないもの1件、申告された公判期日の開催が見当たらない(変更済み)もの1件、公判前整理手続に付されたとの申告に対しその旨の決定が見当たらないもの1件

(注3)公判期日出頭の事実が見当たらないもの1件



サンプル調査結果(詳細)

所属	弁護人氏名	番号	過大申告内容
横浜		疑1	3回を4回と。
		疑2	3回を5回と。
		疑3	3回を4回と。
埼玉		疑1	5回を6回と。
		疑2	1回を2回と。
		疑4	0回を2回と。
千葉		疑2	4回を5回と。
		告1	不出頭の公判期日(判決宣告)に出頭と。
京都		疑1	3回を4回と。
		疑2	2回を3回と。
京都		疑1	2回を3回と。
		疑2	2回を3回と。
		告1	公判前整理手続期日を公判期日と。
		告2	判決宣告のみの期日を実質審理ありと。
広島		告3	進行協議期日を公判前整理手続期日と。
		告4	公判期日(変更されて催されず)に出頭と。
		疑1	5回を6回と。
鹿児島		疑1	2回を3回と。
		告1	不出頭の公判期日(判決宣告)に出頭と。

※ 「番号」欄の「疑○」は被疑者国選弁護事件、「告○」は被告人国選事件である。番号は本人照会番号に対応。

本人への照会の結果、過大申告と断定し難いと判断されたものは除いているので、欠番がある。

※ 被疑者国選弁護事件における過大申告は、すべて接見の回数に関するもの。



過大請求弁護士一覧

別添2-1

※過払い額は、税処理前の算定額を示したものである(遠距離接見等加算、交通費、要通訳加算及び通訳人費用を含む)。

整理番号	担当事務所名	弁護士登録番号	弁護人氏名姓	弁護人氏名名	調査事件数	(内訳)		(内訳)		過大申告回数	過払い額(※)	過少申告事件数	過少申告回数	
						1次	2次	1次	2次					
1	法テラス東京				2	1	1	1	1	0	1	20,000	0	0
2	法テラス東京				4	4	0	4	4	0	7	88,000	0	0
3	法テラス立川				1	1	0	1	1	0	1	15,000	0	0
4	法テラス東京				3	2	1	1	1	0	1	10,000	0	0
5	法テラス東京				2	2	0	1	1	0	5	4,000	0	0
6	法テラス東京				7	2	5	1	1	0	1	18,000	0	0
7	法テラス東京				2	1	1	1	1	0	1	20,000	0	0
8	法テラス東京				2	2	0	1	1	0	1	20,000	0	0
9	法テラス東京				1	1	0	1	1	0	1	20,000	0	0
10	法テラス東京				1	1	0	1	1	0	1	5,000	0	0
11	法テラス東京				2	1	1	1	1	0	1	20,000	0	0
12	法テラス東京				3	2	1	1	1	0	3	60,000	0	0
13	法テラス東京				4	2	2	1	1	0	1	20,000	0	0
14	法テラス東京				4	1	3	1	1	0	1	4,000	1	1
15	法テラス立川				7	2	5	1	1	0	1	20,000	0	0
16	法テラス立川				10	2	8	1	1	0	3	4,000	0	0
17	法テラス立川				1	1	0	1	1	0	1	20,000	0	0
18	法テラス東京				2	1	1	1	1	0	1	20,000	0	0
19	法テラス東京				4	3	1	1	1	0	1	6,000	0	0
20	法テラス東京				2	1	1	1	1	0	1	20,000	0	0
21	法テラス立川				3	2	1	1	1	0	1	20,000	0	0
22	法テラス東京				3	2	1	1	1	0	2	40,000	1	2
23	法テラス東京				1	1	0	1	1	0	1	20,000	0	0
24	法テラス東京				11	5	6	1	1	0	2	30,000	1	1
25	法テラス東京				3	2	1	1	1	0	1	20,000	0	0
26	法テラス東京				1	1	0	1	1	0	1	20,000	0	0
27	法テラス東京				2	1	1	1	1	0	1	20,000	0	0
28	法テラス東京				19	8	11	2	1	1	2	7,000	0	0
29	法テラス東京				4	2	2	1	1	0	1	2,000	0	0
30	法テラス東京				15	9	6	1	1	0	6	10,000	2	2
31	法テラス立川				8	1	7	1	1	0	1	20,000	0	0
32	法テラス東京				8	7	1	7	6	1	15	145,000	0	0
33	法テラス東京				3	1	2	1	0	1	1	20,000	0	0
34	法テラス東京				5	3	2	4	3	1	4	70,000	0	0
35	法テラス東京				3	1	2	1	1	0	1	20,000	0	0
36	法テラス立川				2	1	1	2	1	1	2	40,000	0	0
37	法テラス東京				3	2	1	1	1	0	1	20,000	0	0
38	法テラス川崎				6	3	3	1	1	0	1	20,000	0	0
39	法テラス神奈川				3	3	0	2	2	0	3	60,000	1	1

整理番号	担当事務所名	弁護士登録番号	弁護人氏名姓	弁護人氏名名	調査事件数	(内訳)		過大請求事件数	(内訳)		過大申告回数	過払い額(※)	過少申告事件数	過少申告回数
						1次	2次		1次	2次				
40	法テラス神奈川				4	3	1	1	1	0	1	20,000	1	3
41	法テラス神奈川				6	4	2	1	1	0	1	10,000	0	0
42	法テラス神奈川				3	1	2	1	1	0	1	20,000	0	0
43	法テラス神奈川				2	1	1	2	1	1	2	40,000	0	0
44	法テラス埼玉				10	4	6	1	1	0	1	20,000	1	1
45	法テラス埼玉				11	5	6	3	3	0	3	32,000	0	0
46	法テラス埼玉				2	2	0	2	2	0	2	40,000	0	0
47	法テラス埼玉				14	6	8	4	3	1	4	44,000	1	2
48	法テラス千葉				23	13	10	2	2	0	2	46,020	0	0
49	法テラス千葉				11	4	7	1	1	0	1	20,000	0	0
50	法テラス千葉				8	1	7	1	1	0	1	24,960	1	1
51	法テラス千葉・松戸				12	4	8	7	2	5	7	130,000	0	0
52	法テラス茨城				11	2	9	1	1	0	1	20,000	0	0
53	法テラス栃木				8	3	5	4	3	1	5	106,560	0	0
54	法テラス群馬				6	1	5	1	1	0	1	20,000	0	0
55	法テラス静岡				6	2	4	2	1	1	2	44,000	0	0
56	法テラス静岡				2	1	1	1	1	0	1	20,000	0	0
57	法テラス静岡				3	1	2	1	1	0	1	24,750	0	0
58	法テラス浜松				7	2	5	2	1	1	2	40,000	1	1
59	法テラス大阪				2	2	0	1	1	0	2	10,000	0	0
60	法テラス大阪				3	2	1	1	1	0	1	6,000	0	0
61	法テラス大阪				12	1	11	5	1	4	6	108,000	1	1
62	法テラス大阪				1	1	0	1	1	0	1	30,000	0	0
63	法テラス大阪				1	1	0	1	1	0	1	20,000	0	0
64	法テラス大阪				4	1	3	1	1	0	1	5,000	0	0
65	法テラス大阪				5	2	3	1	1	0	1	20,000	2	2
66	法テラス大阪				7	2	5	1	1	0	1	20,000	0	0
67	法テラス大阪				6	4	2	1	1	0	1	20,000	1	2
68	法テラス大阪				4	2	2	1	1	0	1	20,000	0	0
69	法テラス大阪				4	2	2	1	1	0	1	20,000	0	0
70	法テラス大阪				4	4	1	2	1	1	2	40,000	1	1
71	法テラス大阪				3	1	2	3	1	2	4	80,000	0	0
72	法テラス大阪				5	2	3	3	1	2	3	70,000	1	1
73	法テラス京都				5	4	1	2	2	0	3	60,000	0	0
74	法テラス京都				4	2	2	1	0	1	1	24,000	0	0
75	法テラス京都				1	1	0	1	1	0	1	20,000	0	0
76	法テラス兵庫				3	2	1	1	1	0	1	10,000	0	0
77	法テラス阪神				4	2	2	1	1	0	1	20,000	0	0
78	法テラス姫路				7	2	5	1	0	1	2	30,000	0	0
79	法テラス兵庫				3	1	2	1	0	1	1	3,600	0	0
80	法テラス奈良				12	8	4	2	2	0	2	30,000	0	0
81	法テラス奈良				4	2	2	1	1	0	1	20,000	0	0

整理番号	担当事務所名	弁護士登録番号	弁護人氏名姓	弁護人氏名名	(内訳)		過大請求事件数	(内訳)		過大申告回数	過払い額(※)	過少申告事件数	過少申告回数	
					調査事件数	1次	2次	1次	2次					
82	法テラス滋賀				7	2	5	1	1	0	1	20,000	1	1
83	法テラス愛知				2	2	0	1	1	0	1	20,000	0	0
84	法テラス三河				7	4	3	1	1	0	1	20,000	0	0
85	法テラス愛知				5	1	4	1	0	1	1	20,000	0	0
86	法テラス愛知				17	5	12	3	2	1	3	60,000	0	0
87	法テラス愛知				18	6	12	3	1	2	3	64,000	2	2
88	法テラス愛知				8	1	7	2	1	1	2	15,000	1	1
89	法テラス愛知				3	1	2	1	1	0	1	10,000	0	0
90	法テラス愛知				4	2	2	1	1	0	1	10,000	0	0
91	法テラス愛知				4	1	3	1	1	0	1	20,000	0	0
92	法テラス愛知				11	2	9	1	0	1	1	10,000	0	0
93	法テラス三河				4	2	2	1	1	0	1	20,000	0	0
94	法テラス愛知				1	1	0	1	1	0	1	4,000	0	0
95	法テラス岐阜				3	2	1	1	1	0	1	20,000	1	2
96	法テラス福井				2	1	1	1	1	0	1	10,000	0	0
97	法テラス福井				2	1	1	1	1	0	1	20,000	0	0
98	法テラス石川				3	2	1	1	1	0	1	20,000	0	0
99	法テラス富山				2	1	1	1	1	0	1	20,000	0	0
100	法テラス広島				2	1	1	1	1	0	1	10,000	0	0
101	法テラス広島				4	1	3	1	1	0	1	20,000	1	1
102	法テラス広島				3	1	2	1	1	0	1	10,000	0	0
103	法テラス広島				1	1	0	1	1	0	1	20,000	0	0
104	法テラス広島				3	2	1	1	1	0	1	25,800	0	0
105	法テラス岡山				7	6	1	1	1	0	1	26,600	1	1
106	法テラス岡山				2	1	1	1	1	0	1	5,000	0	0
107	法テラス岡山				10	4	6	1	1	0	1	28,340	0	0
108	法テラス島根				4	3	1	2	2	0	2	24,000	0	0
109	法テラス福岡				7	3	4	2	2	0	2	20,000	0	0
110	法テラス福岡				4	3	1	1	1	0	1	16,240	0	0
111	法テラス北九州				7	3	4	1	1	0	1	20,000	0	0
112	法テラス福岡				4	3	1	3	2	1	5	76,000	0	0
113	法テラス北九州				4	1	3	2	1	1	2	24,000	1	1
114	法テラス北九州				9	1	8	1	0	1	1	20,000	0	0
115	法テラス福岡				5	3	2	1	1	0	1	26,320	1	1
116	法テラス福岡				6	4	2	3	2	1	3	36,000	1	1
117	法テラス佐賀				8	2	6	1	1	0	1	16,280	0	0
118	法テラス長崎				6	4	2	1	1	0	1	10,000	0	0
119	法テラス大分				6	4	2	2	2	0	4	50,000	0	0
120	法テラス熊本				8	5	3	2	2	0	2	26,000	0	0
121	法テラス熊本				6	3	3	1	0	1	1	20,000	1	2
122	法テラス鹿児島				8	4	4	1	1	0	1	20,000	0	0
123	法テラス鹿児島				5	1	4	1	1	0	1	20,000	3	6

整理番号	担当事務所名	弁護士登録番号	弁護人氏名姓	弁護人氏名名	調査事件数	(内訳)		過大請求事件数	(内訳)		過大申告回数	過払い額(※)	過少申告事件数	過少申告回数
						1次	2次		1次	2次				
124	法テラス宮崎				4	3	1	1	1	0	1	6,000	1	2
125	法テラス宮崎				5	1	4	1	1	0	1	10,000	0	0
126	法テラス沖縄				8	3	5	1	1	0	1	25,000	1	1
127	法テラス沖縄				14	8	6	7	6	1	8	143,000	0	0
128	法テラス沖縄				6	3	3	1	1	0	2	20,000	0	0
129	法テラス沖縄				6	1	5	1	0	1	1	20,000	0	0
130	法テラス宮城				6	3	3	2	1	1	2	40,000	1	1
131	法テラス宮城				1	1	0	1	1	0	1	20,000	0	0
132	法テラス宮城				4	2	2	1	1	0	1	20,000	0	0
133	法テラス宮城				4	2	2	1	1	0	1	25,300	1	1
134	法テラス福島				6	3	3	1	1	0	1	20,000	0	0
135	法テラス福島				2	1	1	1	0	1	1	4,000	0	0
136	法テラス岩手				7	2	5	1	1	0	1	20,000	1	1
137	法テラス岩手				13	2	11	2	1	1	2	40,000	0	0
138	法テラス青森				7	2	5	1	0	1	1	20,000	0	0
139	法テラス青森				1	1	0	1	1	0	1	20,000	0	0
140	法テラス青森				5	2	3	2	1	1	2	46,400	0	0
141	法テラス札幌				3	1	2	1	1	0	2	10,000	0	0
142	法テラス札幌				4	1	3	1	1	0	2	30,000	0	0
143	法テラス札幌				5	3	2	1	1	0	1	6,000	0	0
144	法テラス札幌				3	1	2	1	1	0	1	20,000	0	0
145	法テラス札幌				2	1	1	1	1	0	1	20,000	1	1
146	法テラス札幌				6	2	4	2	1	1	2	40,000	0	0
147	法テラス札幌				4	2	2	2	1	1	2	40,000	0	0
148	法テラス札幌				6	2	4	1	1	0	1	20,000	0	0
149	法テラス函館				11	4	7	1	1	0	1	10,000	1	1
150	法テラス香川				3	1	2	1	1	0	1	3,000	0	0
151	法テラス高知				7	4	3	1	1	0	1	20,000	1	1

805 362 444 221 174 47 262 4,099,170 39 50

過大請求事件一覧

別添2-2

※過払い額は、差処理前の算定期を示したものである(遠距離見等加算、交通費、要通訳加算及び運送人費用を含む)。

整理番号	担当事務所名	弁護士登録番号	弁護人氏名姓	事件番号	留置施設	交換期間始期	対象期間終期	弁護人連絡回数	過大申告回数	過大申告の連絡回数	過払い額(※)
1	法テラス東京					H20.5.23	H20.6.10	5	4	1	20,000
2-1	法テラス東京					H20.5.12	H20.5.20	4	1	3	36,000
2-2	法テラス東京					H19.2.22	H19.3.12	5	4	1	6,000
2-3	法テラス東京					H19.5.26	H19.6.12	4	2	2	40,000
2-4	法テラス東京					H19.6.23	H19.7.11	5	4	1	6,000
3	法テラス立川					H19.11.11	H19.11.29	5	4	1	15,000
4	法テラス東京					H19.5.30	H19.6.11	3	2	1	準接見1回 10,000
5	法テラス東京					H19.8.31	H19.9.14	11	6	5	4,000
6	法テラス東京					H19.4.20	H19.5.8	3	2	1	準接見1回 18,000
7	法テラス東京					H18.12.31	H19.1.18	4	3	1	20,000
8	法テラス東京					H20.4.22	H20.5.9	5	4	1	20,000
9	法テラス東京					H19.4.7	H19.4.25	5	4	1	20,000
10	法テラス東京					H20.7.25	H20.7.31	3	2	1	5,000
11	法テラス東京					H20.7.20	H20.8.12	3	2	1	20,000
12	法テラス東京					H18.11.26	H18.12.14	5	2	3	60,000
13	法テラス東京					H19.3.9	H19.3.27	3	2	1	20,000
14	法テラス東京					H20.8.6	H20.8.21	7	6	1	4,000
15	法テラス立川					H19.10.19	H19.11.6	3	2	1	20,000
16	法テラス立川					H20.9.6	H20.9.24	10	7	3	4,000

整理番号	担当 事務所名	弁護士 登録番号	弁護人 氏名姓 名	事件番号	調査施設 刑事施設等	対象期間 始期	対象期間 終期	弁護人 申告 接見回数	過大申告 件見回数	過大申告分の 準接見または 電話交通	過払い額 (※)	
17	法テラス立川					H20.8.13	H20.8.27	4	3	1	なし	20,000
18	法テラス東京					H19.6.22	H19.7.4	3	2	1	なし	20,000
19	法テラス東京					H20.7.4	H20.7.23	7	6	1	なし	6,000
20	法テラス東京					H19.3.29	H19.4.16	5	4	1	なし	20,000
21	法テラス立川					H19.9.22	H19.10.12	4	3	1	なし	20,000
22	法テラス東京					H20.9.13	H20.10.1	3	1	2	なし	40,000
23	法テラス東京					H20.1.22	H20.1.30	3	2	1	なし	20,000
24	法テラス東京					H19.4.19	H19.4.27	3	1	2	なし	30,000
25	法テラス東京					H19.4.19	H19.4.27	3	2	1	なし	20,000
26	法テラス東京					H18.10.10	H18.10.27	3	2	1	なし	20,000
27	法テラス東京					H20.7.1	H20.7.18	4	3	1	なし	20,000
28-1	法テラス東京					H20.6.28	H20.7.11	5	4	1	準接見1回	5,000
28-2	法テラス東京					H21.5.29	H21.6.16	9	8	1	準接見1回	2,000
29	法テラス東京					H20.9.29	H20.10.6	4	3	1	準接見1回	2,000
30	法テラス東京					H19.5.8	H19.5.18	10	4	6	なし	10,000
31	法テラス立川					H20.2.20	H20.3.5	3	2	1	なし	20,000
32-1	法テラス東京					H19.7.28	H19.8.15	5	3	2	準接見2回	20,000
32-2	法テラス東京					H19.8.18	H19.9.5	5	2	3	準接見3回	30,000
32-3	法テラス東京					H19.10.5	H19.10.23	4	3	1	準接見1回	10,000
32-4	法テラス東京					H19.11.19	H19.12.5	5	2	3	準接見3回	30,000
32-5	法テラス東京					H19.12.10	H19.12.26	5	2	3	準接見3回	30,000

整理番号	担当事務所名	弁護士登録番号	弁護人氏名姓	事件番号	開催施設 開催施設等	対象期間 始期終期	弁護人 申告接見回数	判定結果 接見回数	過大申告 回数	過大申告分の 準接見または 電話交通	過払い額 (※)
44	法テラス埼玉					H19.5.3 H19.5.22	7	6	1	なし	20,000
45-1	法テラス埼玉					H20.7.19 H20.8.6	6	5	1	なし	6,000
45-2	法テラス埼玉					H20.5.3 H20.5.21	6	5	1	なし	6,000
45-3	法テラス埼玉					H20.6.22 H20.7.10	4	3	1	なし	20,000
46-1	法テラス埼玉					H19.3.1 H19.3.13	4	3	1	なし	20,000
46-2	法テラス埼玉					H18.12.17 H18.12.28	3	2	1	なし	20,000
47-1	法テラス埼玉					H19.9.20 H19.10.5	5	4	1	なし	10,000
47-2	法テラス埼玉					H20.5.27 H20.6.13	5	4	1	なし	10,000
47-3	法テラス埼玉					H19.8.16 H19.9.4	8	7	1	なし	4,000
47-4	法テラス埼玉					H20.12.30 H21.1.16	5	4	1	なし	20,000
48-1	法テラス千葉					H19.3.14 H19.3.30	3	2	1	なし	26,020
48-2	法テラス千葉					H18.11.6 H18.11.24	4	3	1	なし	20,000
49	法テラス千葉					H18.10.6 H18.10.25	3	2	1	なし	20,000
50	法テラス千葉					H20.7.14 H20.7.31	3	2	1	なし	24,960
51-1	法テラス松戸					H19.3.2 H19.3.20	3	2	1	なし	20,000
51-2	法テラス松戸					H20.8.16 H20.9.4	3	2	1	なし	20,000
51-3	法テラス千葉					H20.9.17 H20.10.9	3	2	1	なし	20,000
51-4	法テラス松戸					H19.6.18 H19.7.6	2	1	1	なし	20,000
51-5	法テラス千葉					H21.3.15 H21.4.3	4	3	1	なし	20,000
51-6	法テラス松戸					H21.6.3 H21.6.21	4	3	1	なし	20,000
51-7	法テラス千葉					H20.11.10 H20.11.28	6	5	1	なし	10,000

整理番号	担当 事務所名	弁護士 登録番号	会員登録番号	登録地	登録地郵便番号	登録地電話番号	登録地電子メールアドレス	登録地電話交換機番号	登録地電話交換機番号回数	登録結果回数	過大申請回数	過大申請回数の 連続見ましましは 電話交換機番号	過払し額 (※)
52	法テラス茨城					H19.2.5	H19.2.21	3	2	1	なし	20,000	
53-1	法テラス栃木					H20.7.22	H20.8.6	3	1	2	なし	40,000	
53-2	法テラス栃木					H19.6.1	H19.6.19	3	2	1	なし	20,000	
53-3	法テラス栃木					H18.11.5	H18.11.22	4	3	1	なし	26,500	
53-4	法テラス栃木					H19.11.27	H19.12.13	2	1	1	なし	20,000	
54	法テラス群馬					H19.8.6	H19.8.24	3	2	1	なし	20,000	
55-1	法テラス静岡					H19.10.11	H19.10.30	3	2	1	なし	20,000	
55-2	法テラス静岡					H20.1.8	H20.1.25	1	0	1	なし	24,000	
56	法テラス静岡					H19.9.17	H19.10.5	5	4	1	なし	20,000	
57	法テラス静岡					H20.9.2	H20.9.8	2	1	1	なし	24,750	
58-1	法テラス浜松					H19.10.17	H19.11.5	3	2	1	なし	20,000	
58-2	法テラス浜松					H19.2.18	H19.2.27	2	1	1	なし	20,000	
59	法テラス大阪					H20.1.31	H20.2.15	5	3	2	準接見2回	10,000	
60	法テラス大阪					H19.12.17	H19.12.28	4	3	1	なし	6,000	
61-1	法テラス大阪					H21.5.26	H21.6.12	5	4	1	なし	4,000	
61-1	法テラス大阪					H21.5.26	H21.6.12	4	4				
61-2	法テラス大阪					H19.11.15	H19.12.3	1	0	1	なし	24,000	
61-3	法テラス大阪					H19.12.6	H19.12.21	2	1	1	なし	20,000	
61-4	法テラス大阪					H20.1.9	H20.1.28	2	1	1	なし	20,000	
61-5	法テラス大阪					H20.1.31	H20.2.18	3	1	2	なし	40,000	
62	法テラス大阪					H19.5.16	H19.5.25	3	2	1	なし	30,000	

整理番号	担当事務所名	弁護士登録番号	弁護人氏名姓	事件番号	留置施設等 別	対象期間 終期 始期	弁護人申請書類回数		過大申告回数	過大申告分の 連携見まは 電話交通	過払い額 (※)	
							対象期間 終期	対象期間 終期				
63	法テラス大阪					H19.11.23	H19.12.11	4	3	1	なし	20,000
64	法テラス大阪					H20.2.22	H20.2.29	3	2	1	準接見1回	5,000
65	法テラス大阪					H20.1.25	H20.2.13	3	2	1	なし	20,000
66	法テラス大阪					H20.8.16	H20.9.3	4	4	1	なし	20,000
66	法テラス大阪					H20.8.16	H20.9.3	1	0	1	なし	20,000
67	法テラス大阪					H19.10.23	H19.11.9	3	2	1	なし	20,000
68	法テラス大阪					H19.12.7	H19.12.25	3	2	1	なし	20,000
69	法テラス大阪					H20.8.27	H20.9.12	5	4	1	なし	20,000
70-1	法テラス大阪					H19.2.26	H19.3.8	4	3	1	なし	20,000
70-2	法テラス大阪					H19.12.5	H19.12.21	2	1	1	なし	20,000
71-1	法テラス大阪					H20.6.29	H20.7.17	3	1	2	なし	40,000
71-2	法テラス大阪					H21.6.11	H21.6.29	3	2	1	なし	20,000
71-3	法テラス大阪					H21.7.17	H21.7.24	2	1	1	なし	20,000
72-1	法テラス大阪					H19.2.14	H19.3.5	3	2	1	なし	20,000
72-2	法テラス大阪					H21.3.30	H21.4.17	2	1	1	なし	30,000
72-3	法テラス大阪					H20.1.25	H20.2.8	2	1	1	なし	20,000
73-1	法テラス京都					H19.2.26	H19.3.15	5	3	2	なし	40,000
73-2	法テラス京都					H20.6.4	H20.6.23	3	2	1	なし	20,000
74	法テラス京都					H20.4.24	H20.5.12	1	0	1	なし	24,000
75	法テラス京都					H18.10.13	H18.10.27	4	3	1	なし	20,000
76	法テラス兵庫					H19.6.30	H19.7.5	2	1	1	なし	10,000

整理番号	担当事務所名	弁護士登録番号	弁護人氏名	弁護人会員登録番号	監査証明書	監査報告書	監査期間	監査回数	判定結果	接見回数	過大申告回数	過大申告の場合は電話交換	過払し額(※)
77	法テラス阪神						H20.6.6	H20.6.25	4	3	1	なし	20,000
78	法テラス姫路						H21.6.12	H21.6.30	6	4	2	なし	30,000
79	法テラス兵庫						H21.6.4	H21.6.19	5	4	1	準接見1回	3,600
80-1	法テラス奈良						H18.11.17	H18.12.6	4	3	1	なし	20,000
80-2	法テラス奈良						H20.4.23	H20.5.2	3	2	1	なし	10,000
81	法テラス奈良						H19.4.8	H19.4.27	4	3	1	なし	20,000
82	法テラス滋賀						H20.7.7	H20.7.25	4	3	1	なし	20,000
83	法テラス愛知						H20.7.2	H20.7.18	5	4	1	なし	20,000
84	法テラス三河						H20.1.27	H20.2.15	4	3	1	なし	20,000
85	法テラス愛知						H21.7.3	H21.7.10	2	1	1	なし	20,000
86-1	法テラス愛知						H20.4.9	H20.4.25	3	2	1	なし	20,000
86-2	法テラス愛知						H19.12.30	H20.1.17	5	4	1	なし	20,000
86-3	法テラス愛知						H21.1.19	H21.2.6	3	2	1	なし	20,000
87-1	法テラス愛知						H19.3.28	H19.4.16	4	3	1	なし	20,000
87-2	法テラス愛知						H20.10.30	H20.11.10	3	2	1	なし	20,000
87-3	法テラス愛知						H20.9.1	H20.9.12	1	0	1	なし	24,000
88-1	法テラス愛知						H19.10.20	H19.11.7	3	2	1	準接見1回	10,000
88-2	法テラス愛知						H21.7.13	H21.7.15	2	1	1	準接見1回	5,000
89	法テラス愛知						H20.6.29	H20.7.18	6	5	1	なし	10,000
90	法テラス愛知						H19.2.27	H19.3.16	4	3	1	準接見1回	10,000
91	法テラス愛知						H19.8.18	H19.9.6	4	3	1	なし	20,000

整理番号	担当 事務所名	弁護士 登録番号	弁護人 氏名姓 氏名姓	事件番号	調査施設 別車両施設等	対象期間 終期	対象期間 始期	弁護人 接見回数	判定結果 申告 接見回数	過大申告 回数	過大申告分の 連絡見または 電話交換	過払い額 (※)
92	法テラス愛知					H21.6.15	H21.6.22	3	2	1	なし	10,000
93	法テラス三河					H19.9.30	H19.10.17	4	3	1	なし	20,000
94	法テラス愛知					H18.11.30	H19.3.16	3	3			
94	法テラス愛知					H18.11.30	H19.3.16	6	5	1	なし	4,000
95	法テラス岐阜					H20.9.5	H20.9.22	4	3	1	なし	20,000
96	法テラス福井					H18.10.4	H18.10.13	4	3	1	なし	10,000
97	法テラス福井					H20.5.16	H20.6.4	3	2	1	なし	20,000
98	法テラス石川					H20.6.1	H20.6.20	4	3	1	なし	20,000
99	法テラス富山					H20.5.16	H20.6.4	4	3	1	なし	20,000
100	法テラス広島					H19.5.27	H19.6.12	4	3	1	準接見1回	10,000
101	法テラス広島					H19.8.17	H19.9.5	5	4	1	なし	20,000
102	法テラス広島					H19.9.23	H19.12.20	3	2	1	準接見1回	10,000
103	法テラス広島					H19.9.19	H19.9.23	3	2	1	なし	20,000
104	法テラス広島					H19.7.17	H19.8.3	4	3	1	なし	25,800
105	法テラス岡山					H20.5.1	H20.5.20	4	3	1	なし	26,600
106	法テラス岡山					H20.3.21	H20.4.3	4	3	1	準接見1回	5,000
107	法テラス岡山					H19.1.12	H19.1.31	5	4	1	なし	28,340
108-1	法テラス島根					H19.2.26	H19.3.16	8	7	1	なし	4,000
108-2	法テラス島根					H20.9.11	H20.9.25	3	2	1	なし	20,000
109-1	法テラス福岡					H20.1.31	H20.2.19	3	2	1	準接見1回	10,000
109-2	法テラス福岡					H20.2.27	H20.3.17	4	3	1	電話交換1回	10,000

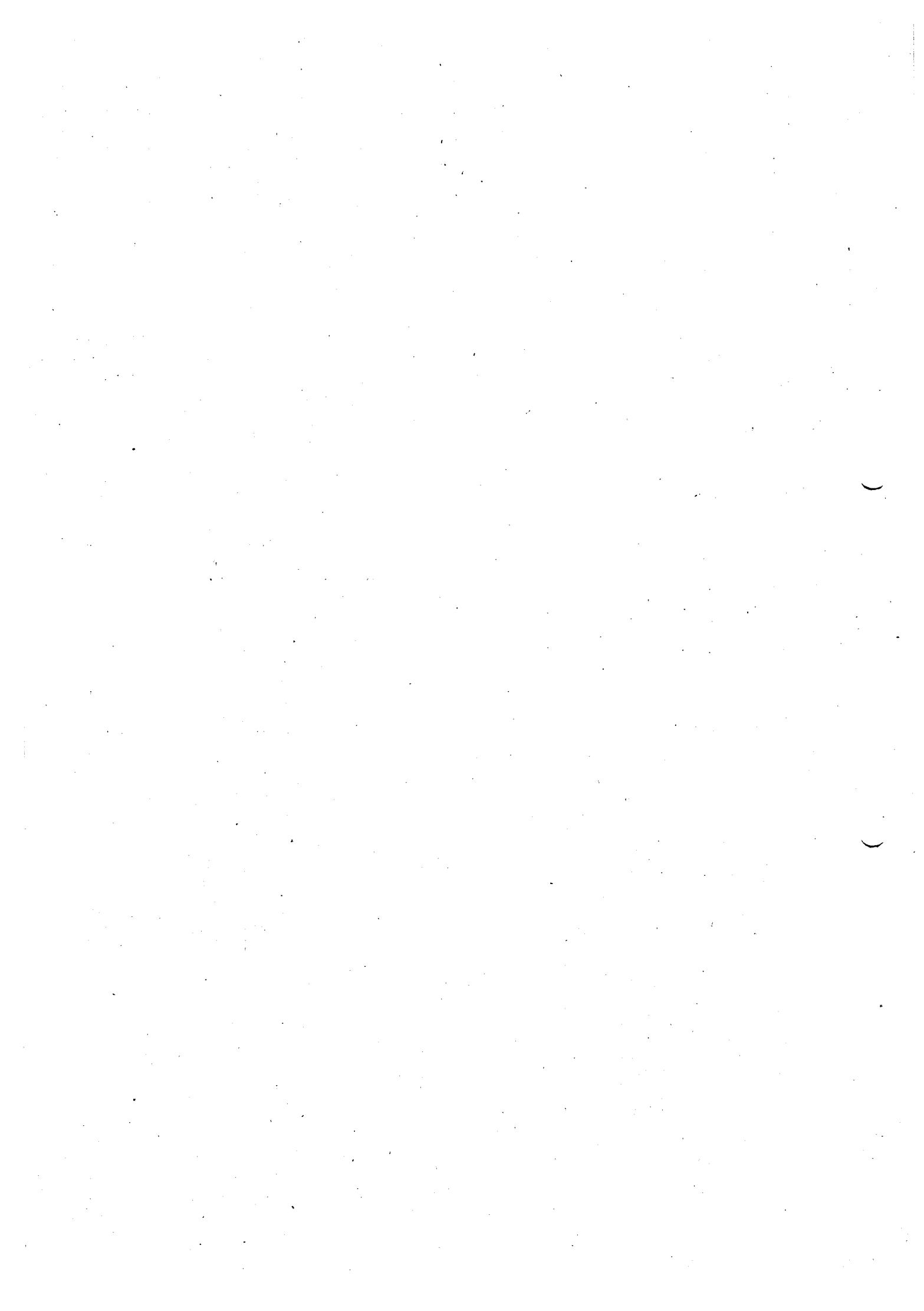
整理番号	担当事務所名	弁護士登録番号	弁護人氏名姓	事件番号	調査施設、刑場等	対象期間	弁護人電話番号	判定結果	過大申告回数	過大申告回数	過失申告の事接見または電話交通	過失申告の事接見または電話交通
110	法テラス福岡					H20.1.12	H20.1.31	6	5	1	なし	16,240
111	法テラス北九州					H19.11.5	H19.11.22	4	3	1	なし	20,000
112-1	法テラス福岡					H19.11.2	H19.11.21	5	3	2	なし	40,000
112-2	法テラス福岡					H19.11.27	H19.12.12	6	4	2	なし	16,000
112-3	法テラス福岡					H20.10.26	H20.11.14	2	1	1	なし	20,000
113-1	法テラス北九州					H20.5.20	H20.6.6	8	7	1	なし	4,000
113-2	法テラス北九州					H20.8.6	H20.8.25	2	1	1	なし	20,000
114	法テラス北九州					H19.8.6	H19.8.24	2	1	1	なし	20,000
115	法テラス福岡					H19.5.8	H19.5.25	3	2	1	なし	26,320
116-1	法テラス福岡					H19.12.20	H20.1.8	5	4	1	なし	20,000
116-2	法テラス福岡					H19.4.14	H19.5.1	6	5	1	なし	10,000
116-3	法テラス福岡					H21.7.2	H21.7.19	7	6	1	なし	6,000
117	法テラス佐賀					H19.11.13	H19.11.26	4	3	1	なし	16,280
118	法テラス長崎					H20.7.9	H20.7.28	3	2	1	準接見1回	10,000
119-1	法テラス大分					H19.2.10	H19.3.1	8	6	2	なし	10,000
119-2	法テラス大分					H19.8.9	H19.8.27	4	2	2	なし	40,000
120-1	法テラス熊本					H18.11.24	H18.12.12	7	6	1	なし	6,000
120-2	法テラス熊本					H20.6.11	H20.6.30	4	3	1	なし	20,000
121	法テラス熊本					H19.2.7	H19.2.26	2	1	1	なし	20,000
122	法テラス鹿児島					H18.10.24	H18.11.10	4	3	1	なし	20,000
123	法テラス鹿児島					H19.8.5	H19.11.16	3	3	1	なし	20,000

整理番号	担当事務所名	弁護士登録番号	弁護人氏名姓	事件番号	留置施設等 用事務部局	対象期間 短期	対象期間 長期	弁護人 申告 接見回数	判定結果 接見回数	過大申告 回数	過大申告分の 連携異常または 電話交通	過払い額 (※)
123	法テラス鹿児島					H19.8.5	H19.11.16	3	2	1	なし	20,000
124	法テラス宮崎					H19.8.19	H19.9.7	7	6	1	なし	6,000
125	法テラス宮崎					H20.1.16	H20.2.4	6	5	1	なし	10,000
126	法テラス沖縄					H19.4.27	H19.5.16	5	4	1	なし	25,000
127-1	法テラス沖縄					H19.2.12	H19.3.2	4	3	1	なし	20,000
127-2	法テラス沖縄					H19.5.16	H19.6.4	3	2	1	なし	20,000
127-3	法テラス沖縄					H19.8.5	H19.8.24	4	3	1	なし	20,000
127-4	法テラス沖縄					H20.3.7	H20.3.19	3	2	1	なし	20,000
127-5	法テラス沖縄					H20.7.28	H20.8.12	5	4	1	なし	8,000
127-6	法テラス沖縄					H20.8.3	H20.8.22	5	3	2	なし	35,000
127-7	法テラス沖縄					H19.1.5	H19.1.24	2	1	1	なし	20,000
128	法テラス沖縄					H19.11.14	H19.11.30	3	1	2	準接見2回	20,000
129	法テラス沖縄					H19.9.28	H19.10.5	2	1	1	なし	20,000
130-1	法テラス宮城					H19.10.12	H19.10.31	3	2	1	なし	20,000
130-2	法テラス宮城					H19.11.2	H19.11.16	2	1	1	なし	20,000
131	法テラス宮城					H20.2.1	H20.2.15	3	2	1	なし	20,000
132	法テラス宮城					H19.2.3	H19.2.20	4	3	1	なし	20,000
133	法テラス宮城					H20.7.18	H20.8.1	4	3	1	なし	25,300
134	法テラス福島					H20.5.29	H20.6.17	5	4	1	なし	20,000
135	法テラス福島					H21.6.17	H21.6.25	7	6	1	なし	4,000
136	法テラス岩手					H20.2.13	H20.2.29	3	2	1	なし	20,000

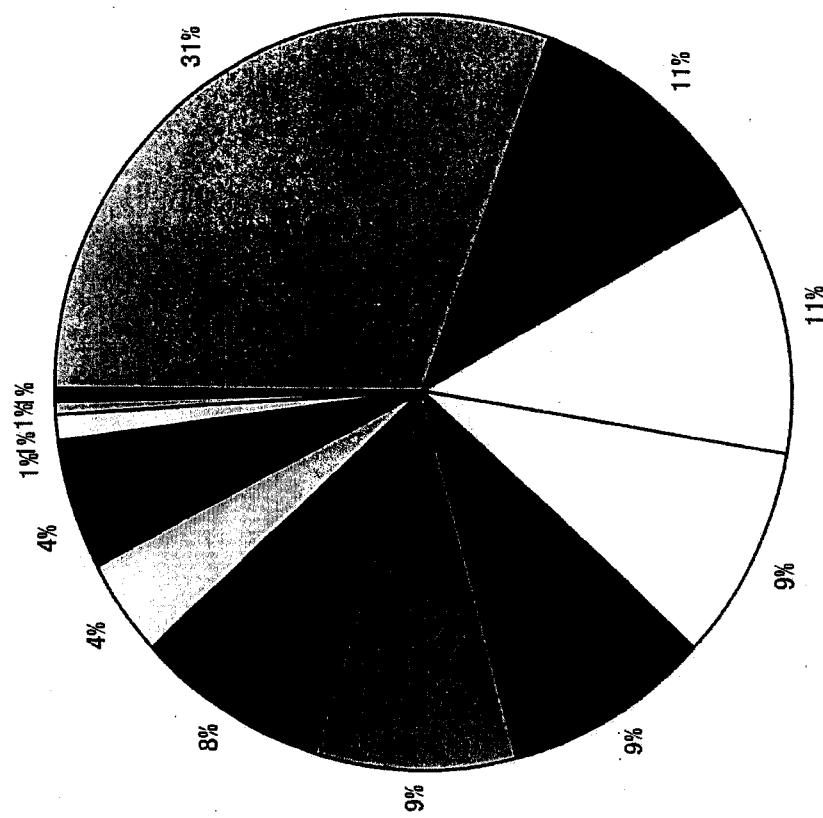
整理番号	担当事務所名	弁護士登録番号	弁護人氏名姓	事件番号	調査施設別	対象期間	対象期間	弁護人申請回数	接見回数	過大申告回数	過大申告分の準接見または電話交換	過払い額(※)
137-1	法テラス岩手					H20.6.6	H20.6.24	3	2	1	なし	20,000
137-2	法テラス岩手					H21.5.23	H21.6.10	2	1	1	なし	20,000
138	法テラス青森					H21.6.10	H21.6.29	3	2	1	なし	20,000
139	法テラス青森					H20.4.25	H20.5.14	3	2	1	なし	20,000
140-1	法テラス青森					H20.2.9	H20.2.28	3	2	1	なし	20,000
140-2	法テラス青森					H21.7.5	H21.7.23	1	0	1	なし	26,400
141	法テラス札幌					H20.6.23	H20.7.11	6	4	2	準接見2回	10,000
142	法テラス札幌					H19.6.26	H19.7.13	6	4	2	なし	30,000
143	法テラス札幌					H18.10.20	H18.10.31	5	4	1	なし	6,000
144	法テラス札幌					H19.2.2	H19.2.20	3	2	1	なし	20,000
145	法テラス札幌					H19.1.31	H19.2.16	5	4	1	なし	20,000
146-1	法テラス札幌					H20.2.22	H20.3.11	5	4	1	なし	20,000
146-2	法テラス札幌					H21.2.4	H21.2.23	3	2	1	なし	20,000
147-1	法テラス札幌					H19.10.21	H19.11.7	3	2	1	なし	20,000
147-2	法テラス札幌					H19.11.16	H19.12.5	2	1	1	なし	20,000
148	法テラス札幌					H19.3.28	H19.4.16	3	2	1	なし	20,000
149	法テラス函館					H19.2.3	H19.2.22	6	5	1	なし	10,000
150	法テラス香川					H20.7.4	H20.7.18	4	3	1	準接見1回	3,000
151	法テラス高知					H19.1.31	H19.2.16	4	3	1	なし	20,000

262

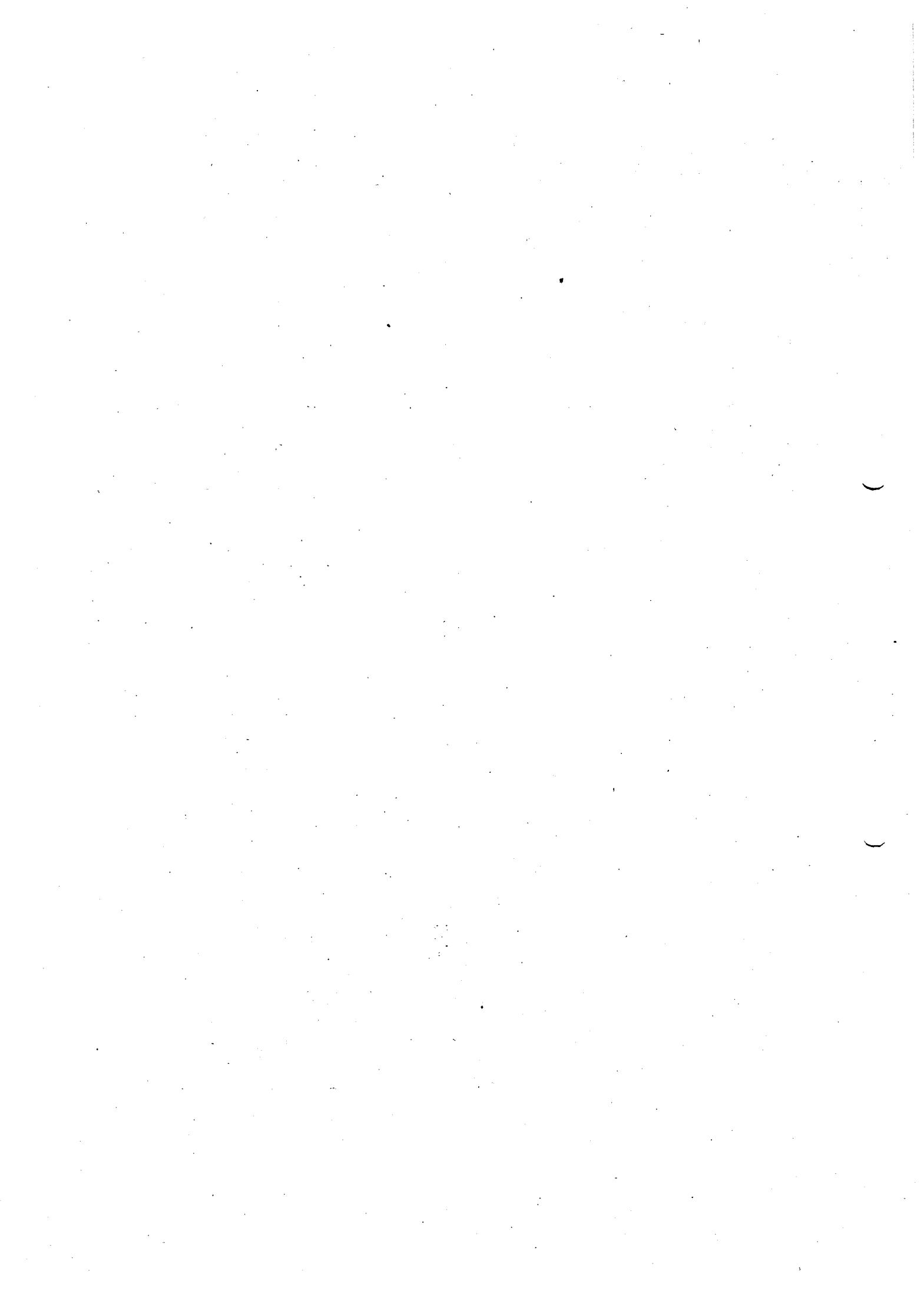
4,099,170



原因分析



別添2-3



被告人国選弁護事件の報酬に関する調査結果一過大請求あり(5名)

別添3

順	地方事務所	所属弁護士会	弁護士登録番号	弁護士氏名	被疑者国選調査結果	被疑者国選			被告人国選								
						調査件数	過大請求件数	過小申告件数	調査件数	過大請求件数	原因過大請求	過大請求額	過小申告件数	過小請求件数	過小請求※累計2種	日付遅い件数	記録済み※件数
1	栃木	栃木県				○	8	4	0	23	1	1	¥7,800	1	¥4,000	1	3
2	愛知	愛知県				○	17	3	0	14	2	1	¥17,200	1	¥4,000	3	0
3	福岡	鹿児島県				○	6	3	1	9	1	口	¥3,000	0	¥0	0	0
4	大阪	大阪				○	5	3	1	15	1	1	¥5,800	1(※8)	¥2,800	1	2
5	東京	東京				○	4	4	0	86	2	1	¥17,300	0	¥0	3(※9)	2
					計		40	17	2	147	7	—	¥51,200	3	¥10,800	8	7

† いづれも税処理前の金額†

※1 ●=被疑者国選調査において故意を自認した弁護士（上記5名は該当なし）。

○=同調査において3件以上過大請求が判明した弁護士。

※2 立会時間が不明な場合は、当時の基準の最低額で計算した。

※3 期日の日付は違うが回数に不一致ではなく、報酬額に影響のない事件。

※4 保存期間の満了に伴い刑事確定訴訟記録が廃棄済みで照合作業ができなかった事件。

※5 [REDACTED]

※6 弁護士名簿登録上の事務所は既に引き扱われているにもかかわらず、登録事項変更手続が行われていないため、事務所住所が不明な弁護士。

※7 [REDACTED]

※8 過大請求かつ過小申告の事件。

※9 うち1件は過大請求かつ日付遅いの事件。

* 【過大請求の原因】

イ 期日変更又は取消決定があったが、誤って変更又は取消前の期日も申告した。

ロ 判決期日は不出頭にもかかわらず、誤って申告した。

ハ 公判回数の不一致 [REDACTED] は死去しているため本人照会は不可能だが、その趣旨から故意まではうかがえなかった）。



措置・量定結果一覧

別添4

NO.	担当 事務所名	弁護士 登録番号	氏名	量定
1	東京			6か月解除
2	東京			10か月解除
3	東京			3か月解除
4	東京			6か月停止
5	神奈川			10か月停止
6	松戸			1年停止
7	大阪			3年解除
8	沖縄			6か月停止
9	東京			3か月停止
10	埼玉			3か月停止
11	埼玉			3か月停止
12	栃木			不措置
13	大阪			3か月停止
14	大阪			6か月停止
15	愛知			4か月停止
16	愛知			3か月停止
17	福岡			3か月停止
18	福岡			3か月停止
19	神奈川			3か月停止

